



事 務 連 絡

平成25年10月17日

各政令市保健所長 } 様
各健康福祉事務所長 }

兵庫県健康福祉部健康局医務課長

「診療録等の保存を行う場所について」の一部改正について

標記のことについて、別添のとおり厚生労働省医政局長及び同省医薬食品局長及び同省保険局長から通知がありましたので、お知らせします。

なお、兵庫県医師会長、兵庫県歯科医師会長、兵庫県病院協会会長、兵庫県民間病院協会会長、兵庫県精神科病院協会会長及び、兵庫県医療法人協会会長には別途通知済みであることを申し添えます。